広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第326号）

第１　審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は，妥当である。

第２　異議申立てに至る経過

１　開示の請求

異議申立人は，平成19年12月10日，広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号）第６条の規定により，実施機関に対し，実施機関による平成19年10月30日付け総総第25号の行政文書不存在通知書（以下「別事案に係る不存在通知書」という。）における「請求する行政文書の件名又は内容」欄において，別事案に係る不存在通知書に係る平成19年10月14日付けの開示請求書（以下「別事案に係る開示請求書」という。）に記載していた，「広島県庁の外来者用駐車場を目的外利用していると認められる自動車５台の自動車登録番号は，①○○，②○○，③○○，④○○及び⑤○○です。」という記述を「開示請求者が特定している自動車５台に関する次の文書」という記述に，勝手に変更した経緯及びその法的根拠を記載した決裁文書など（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

２　本件請求に対する決定

実施機関は，本件請求文書について，作成又は取得していないため，不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成19年12月25日付けで異議申立人に通知した。

３　異議申立て

異議申立人は，平成20年１月27日，本件処分を不服として，行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。）第６条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

第３　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，本件請求文書を開示するよう求める。

２　異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

（１）本件処分は，本件請求文書が実際には存在するにもかかわらず，これを隠匿しようと画策したものである。

（２）別事案に係る不存在通知書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄における記

述の変更は，広島県庁外来者用駐車場（以下「駐車場」という。）の目的外利用の実態を隠匿しようと画策するものである。

（３）駐車の事実を確認した日時は，平成 19 年 10 月 12 日（金）の 21 時 10 分から 21 時 55 分の 45 分間で，実際に駐車していた駐車区画の番号は，①が県庁南館の東側駐車場の 43 番，②が同 44 番，③が同 45 番，④が同 48 番で，⑤は県庁南館の西側（広島そごう側）にある駐車場の８番であったことから，当該車両はまとまって意図的に駐車していることからも，県職員のものである可能性が高いと思料される。

（４）このことから，「請求する行政文書の件名又は内容」を勝手に変更した経緯及びその法的根拠を記載した決裁文書は当然に作成されているはずであるにもかかわらず，自らの裁量権でこれを隠匿しようと画策した経緯等を開示しなかったと思料される。

（５）実施機関は，駐車場を目的外利用している顕著な事例を，「請求する行政文書の件名又は内容」を勝手に変更する手法で隠匿しようと画策している。

（６）駐車場に駐車していた車両は，県職員のものである可能性が高いと思料され，この事実は，いずれも公然の秘密であり，広島県の職員もそれを承知していながら，自らの組織を徹底して擁護する行政手法が横行しており，県政の永い歴史の中で職務怠慢を積み重ねてきた結果が本件処分にもつながったものである。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が，理由説明書で説明する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

（１）本件請求に至る経緯

異議申立人は，別事案に係る開示請求書により，駐車場に駐車していたとする５台の自動車に係る文書の開示請求を行い，「請求する行政文書の件名又は内容」欄に，当該５台の車両に係る自動車登録番号を記載していた。

総務室（当時）は，当該開示請求に係る行政文書が不存在であったことから，異議申立人に対して別事案に係る不存在通知書の「行政文書の件名又は内容」欄に，異議申立人が別事案に係る開示請求書に記載した自動車登録番号を記載することなく，「開示請求者が特定している自動車５台に関する次の文書」と記載した。

異議申立人はこのことを捉えて，本件請求を行った。

（２）本件請求文書が存在しない理由

行政文書を開示請求された場合，広島県においては，開示請求書の「行政文書の件名又は内容」欄に「内容」が記載されていても，行政文書の「名称」を記載しており，また，該当する行政文書が存在しない場合には，開示請求の内容を簡潔に記載しているのが通例である。

別事案に係る不存在通知書の「行政文書の件名又は内容」欄にどのような表現で記載するかは，開示しないことを決定する起案文書を決裁することで決定したが，開示請求に記載された内容を「開示請求者が特定している自動車５台」と言い換えて簡潔に表現することは，特段異例な取り扱いではないことから，起案文書においても，このことについて経緯や法的根拠を記載しておらず，また，起案文書以外に文書の作成

も行っていない。

第５　審査会の判断

１　本件請求について

本件請求は，別事案に係る開示請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載されていた５台の車両に係る自動車登録番号を含む請求内容について，実施機関が，別事案に係る不存在通知書の「行政文書の件名又は内容」欄において「開示請求者が特定している自動車５台に関する次の文書」と記載したことについて，その経緯及び法的根拠を記載した決裁文書などを求めるものであり，実施機関は，本件請求文書を作成又は取得していないため不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は，本件請求文書は当然作成されているはずである旨主張していることから，以下，その存否について検討する。

２　本件処分の妥当性について

実施機関が開示請求に対して作成する不存在通知書の様式は，広島県情報公開条例施行規則（平成 17 年広島県規則第 17 号。以下「施行規則」という。）別記様式第６号のとおりとされ，同通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄には，開示請求の内容に該当するものとして特定した行政文書名を記載することになる。

しかし，別事案に係る不存在通知書のように，開示請求の内容に該当する行政文書を作成又は取得していない場合は，「行政文書の件名」を記載できないことがあり，この場合には，「開示請求に係る行政文書の内容」を記載することになる。

その際，不存在通知書には，開示請求書に記載された行政文書の内容を記載することが基本であると思われるが，開示請求の趣旨を踏まえて，開示請求書に記載された内容を，簡潔かつ明瞭な表現で記載したり一部を省略して記載する場合があることを否定するものではない。

その程度は，実施機関と開示請求者との間で，通知の対象となる開示請求を特定できる程度であれば許容されるものといえ，別事案に係る不存在通知書においては，開示請求年月日と併せて，通知の対象とする開示請求を十分特定できるものと認められる。

また，別事案に係る不存在通知書以外でも，実施機関が，不存在通知書において開示請求の内容の一部を省略して記載している事例は，当審査会としても多数確認しているところである。

なお，当審査会から実施機関に対して，不開示通知書の記載に関連する規程等を求め，提出された広島県情報公開事務等取扱要綱（平成 13 年３月 29 日制定）を見分したところ，行政文書の開示に関する事務等の取扱いについて定められていたが，不存在通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄の具体的な記載方法については，特段の定めはなかった。

また，実施機関における公用文に関する規程（昭和 57 年広島県訓令第１号）及び「文書事務の手引き」を見分したところ，公用文の書き方や用字・用語等の一般的な定めしかなく，具体的な表現方法まで定めたものではなかった。

なお，実施機関は本件請求に関し，起案文書以外に文書の作成を行っていないと説明するので，別事案に係る不存在通知書に係る起案文書の提出を求め，当審査会において見分したところ，別事案に係る開示請求書に記載された文言を変更する経緯等の記載はなく，本件請求文書に該当するとはいえない。

以上のことから，別事案に係る不存在決定書の案を含む起案が決裁を受ければ，それで足りると解されるのであり，実施機関が，本件請求文書を作成又は取得していないため，これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

３　異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが，いずれも上記判断を左右するものではない。

４　結論

よって，当審査会は，「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別　記

審　査　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
20．２．５	・諮問を受けた。
20．３．12	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20．８．12	・実施機関から理由説明書を収受した。
20．８．13	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
21．11．30	・異議申立人から意見書を収受した。
30．３．23 （平成29年度第12回第２部会）	・諮問の審議を行った。
30．４．20 （平成30年度第１回第２部会）	・諮問の審議を行った。

参　考

答申に関与した委員（50 音順）

【第２部会】

兒　玉　　浩　生	弁護士
日　山　　恵　美	広島大学大学院教授
山　田　　健　吾 （部会長）	広島修道大学教授